二　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付に係る新人弁護士等が、当該新人弁護士等養成事務所に所属しなくなった場合であって、給付の日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならないことが確実となったとき。

三　新人弁護士等養成事務所の施設の改装、拡張若しくは移転又は備品購入等を行わなかったとき。

四　採用した新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付に係る新人弁護士等の養成を著しく怠り、その他新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付の趣旨に著しく反する行為をしたとき。

五　新人弁護士等養成弁護士（弁護士法人である場合にあっては、その社員を含む。）が懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

2　本会は、前項各号に掲げる事由が生じたことについてやむを得ない事情があると認めるときその他相当の理由があると認めるときは、新人弁護士等養成弁護士の申請により、理事会の承認を得て、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除することができる。

3　前項の申請をしようとする新人弁護士等養成弁護士は、同項のやむを得ない事情又は相当の理由があることを証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付に伴う報告義務）

第六十六条　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受けた新人弁護士等養成弁護士は、給付を受けた日から三年を経過する日までの間、毎年一回、新人弁護士等の採用及び養成の状況その他本会が求める事項を本会及び所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めたときも、同様とする。

第四款　養成を受ける新人弁護士等に対する援助

（新人弁護士等の研修等に係る交通費及び宿泊費の支給援助）

第六十七条　本会は、新人弁護士等養成事務所において養成を受ける新人弁護士等のため、公益的活動その他の弁護士業務に関する研修を実施する。この場合において、本会は、これに参加する新人弁護士等の交通費及び宿泊費を基金から支出することができる。

2　本会は、第二十三条第一項の規定により公設事務所弁護士の退任に伴い後任の公設事務所弁護士を公募している場合であって、新人弁護士等養成事務所において養成を受けている新人弁護士等が応募を検討するため当該公設事務所を見学するときは、これに要する交通費及び宿泊費を基金から支出することができる。

3　前項の規定による交通費及び宿泊費は、第七十二条第二項第六号に規定する公設事務所の見学に要する交通費及び宿泊費の補助を受けた者に対して支出することを妨げない。

4　第一項又は第二項の規定による交通費及び宿泊費の支出は、その支出を求める者の書面による申請により行う。

第五款　日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則の規定による養成に対する支出

第六十八条　本会は、日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則第七条又は第十一条の規定により援助金の給付を受けたスタッフ弁護士養成弁護士が同規則第九条第一号若しくは第二号又は第十三条第一項第一号の規定により援助金の返還を求められた場合において、当該スタッフ弁護士養成弁護士に養成を受けた弁護士（日本司法支援センターの養成課程にある常勤スタッフ弁護士として養成を受けた者を除く。）が援助金の給付の日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときは、援助金の返還を求められたスタッフ弁護士養成弁護士に対し、その申請により、返還に必要な額を基金から援助金として支出することができる。

2　前項の申請をしようとする弁護士又は弁護士法人は、養成した弁護士が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったことを証明する資料を添付して、本会に対し、書面により申請しなければならない。

第四節　偏在対策拠点事務所開設援助金

（偏在対策拠点事務所開設援助金の給付）

第六十九条　本会は、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを目指す弁護士を採用し、一定期間養成することを主たる目的の一つとする法律事務所（弁護士法人の従たる法律事務所にあっては、会長が定める基準に適合するものに限る。以下「偏在対策拠点事務所」という。）の開設（弁護士の法律事務所及び弁護士法人の従たる法律事務所である場合にあっては法律事務所を設置することを、弁護士法人の主たる法律事務所である場合にあっては弁護士法人を設立して主たる法律事務所を設置することをいう。以下この節において同じ。）に際して、開設費用及び当面の運営資金を援助するため、当該偏在対策拠点事務所を支援しようとする弁護士会又は弁護士会連合会に対し、その申請により、偏在対策拠点事務所開設援助金を給付する。

2　偏在対策拠点事務所開設援助金は、一つの偏在対策拠点事務所につき千五百万円の範囲内で基金から支出し、返還を要しない。

3　偏在対策拠点事務所開設援助金の給付は、分割してすることができる。

（偏在対策拠点事務所開設援助金の給付の手続及び基準）

第七十条　偏在対策拠点事務所開設援助金の給付を受けようとする弁護士会又は弁護士会連合会は、申請書及び本会が求める書類を本会に提出して申請しなければならない。

2　本会は、前項の規定による申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、理事会の承認を得て、前条第二項の範囲内で相当と認める額の偏在対策拠点事務所開設援助金を給付する。

一　偏在対策拠点事務所の開設に際しての申請であって、開設費用及び開設後相当期間が経過しない時期までの事務所運営資金の援助を受けるための申請であること。

二　偏在対策拠点事務所の開設が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

三　本会から偏在対策拠点事務所開設援助金の給付を受けたときは、速やかに、偏在対策拠点事務所を開設し、又は開設しようとする弁護士又は弁護士法人に対し、同額の金員を本会が定める条件により給付することを約していること。

四　偏在対策拠点事務所において公設事務所弁護士若しくは偏在対応弁護士となろうとする者の養成に適した環境及び体制が整備されていること又はその具体的な計画があって、弁護士会若しくは弁護士会連合会がその計画を支援する旨約していること。

五　偏在対策拠点事務所を開設し、又は開設しようとする弁護士又は弁護士法人が、当該偏在対策拠点事務所において採用し、又は採用する予定の新人弁護士等に対し、公設事務所弁護士若しくは偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任することを義務付けていること又はその旨約していること。

六　弁護士会又は弁護士会連合会が、偏在対策拠点事務所を、その開設後も引き続き支援する旨約していること。

3　偏在対策拠点事務所開設援助金の給付を受ける弁護士会又は弁護士会連合会は、本会との間で、次に掲げる事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　偏在対策拠点事務所開設援助金を、前項第一号に規定する目的のために充てること。

二　弁護士会又は弁護士会連合会が偏在対策拠点事務所を支援及び指導監督すること。

三　弁護士会又は弁護士会連合会が偏在対策拠点事務所を開設し、又は開設しようとする弁護士又は弁護士法人との間で次に掲げる事項その他偏在対策拠点事務所開設援助金の給付の趣旨に適合する事項に関して契約を締結すること。

イ　前項第三号から第五号までに規定する事項

ロ　当該偏在対策拠点事務所において採用した弁護士を一年以上養成し、採用の日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならせること。

四　その他この規則の規定に従うこと。